

第88期 定時株主総会 招集ご通知

【開催日時】

2022年4月22日（金曜日）午前10時

【開催場所】

北九州市八幡西区小嶺二丁目10番1号
当社本社会議室

株主総会会場では、新型コロナウイルス感染防止対策を徹底しておりますが、株主総会にご出席されます株主の皆様におかれましても、ご自身の体調をお確かめのうえ、感染防止にご配慮いただきご来場賜りますようお願い申し上げます。

また、株主総会会場において、感染防止のためのご協力をお願いいたしますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

目 次

第88期定時株主総会招集ご通知	1
（株主総会参考書類）	4
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件	
第4号議案 監査等委員である取締役7名選任の件	
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件	
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件	
第7号議案 取締役に対する株式報酬等の額及び内容決定の件	
第8号議案 退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈並びに退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金打ち切り支給の件	

（添付書類）

事業報告	38
連結計算書類	60
計算書類	63
監査報告	66
株主総会会場 ご案内略図	71

株式会社 三井ハイテック

証券コード（6966）

ご来場の際は本書と議決権行使書用紙をご持参ください。

株 主 各 位

(証券コード：6966)

2022年4月6日

北九州市八幡西区小嶺二丁目10番1号

株式会社 三井ハイテック

代表取締役社長 **三 井 康 誠**

第88期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第88期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面（郵送）又は電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、2022年4月21日（木曜日）午後5時15分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日	時	2022年4月22日（金曜日）午前10時
2 場	所	北九州市八幡西区小嶺二丁目10番1号 当社本社会議室
3 会議の目的事項	報告事項	1. 第88期（2021年2月1日から2022年1月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第88期（2021年2月1日から2022年1月31日まで）計算書類報告の件
	決議事項	第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件 第4号議案 監査等委員である取締役7名選任の件 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件 第7号議案 取締役に対する株式報酬等の額及び内容決定の件 第8号議案 退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈並びに退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金打ち切り支給の件

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、当社ウェブサイト（アドレス <https://www.mitsui-high-tec.com/ja/ir/cmeeting.php>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には添付していません。
- 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- 決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に
ご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付
にご提出ください。

日 時

2022年4月22日（金曜日）
午前10時



書面（郵送）で議決権を
行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2022年4月21日（木曜日）
午後5時15分到着分まで



インターネットで議決権を
行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年4月21日（木曜日）
午後5時15分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書		御中																								
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ 株主総会日 _____ 議決権の数 _____ XX 個 _____ XX 個 _____ _____ × × × × 年 × × 月 × × 日 	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr><td style="width: 20%;"></td><td style="width: 20%;"></td><td style="width: 20%;"></td><td style="width: 20%;"></td><td style="width: 20%;"></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> 基準日現在のご所有株式数 _____ XX 株 議決権の数 _____ XX 票 1. _____ 2. _____ _____ _____ _____ _____ ロデザイン印 見本 仮パスワード XXXXXX ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○																									

※議決権行使書用紙はイメージです。

→こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・2・5・6・7・8号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第3・4号議案

- 全員賛成の場合 >> **「賛」** の欄に○印
- 全員反対する場合 >> **「否」** の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> **「賛」** の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

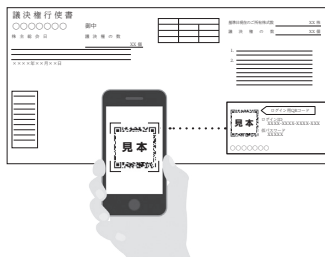
書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。

「新しいパスワード」を入力

「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料／受付時間 9：00～21：00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

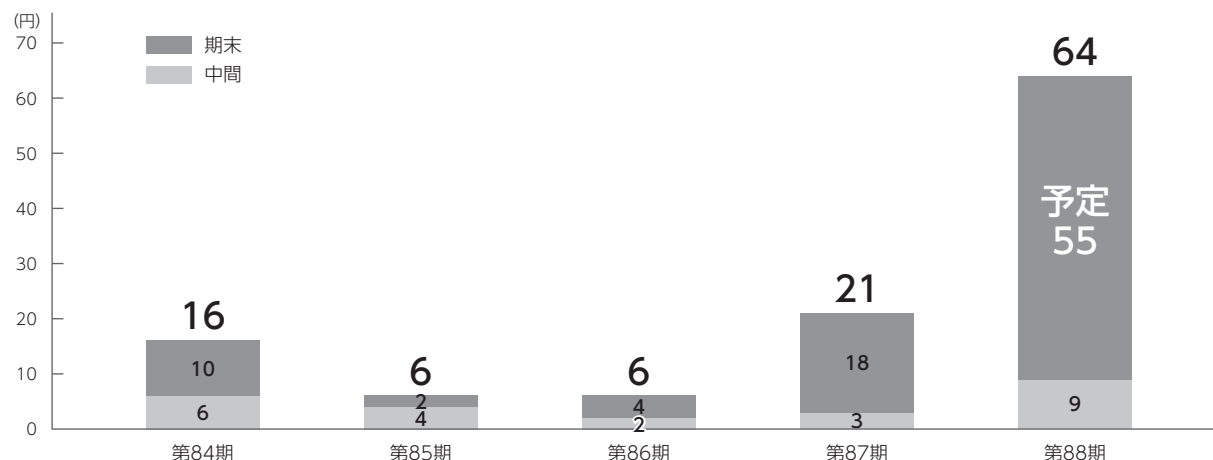
第1号議案

剰余金の処分の件

当社は、株主還元を経営の重点課題と認識しており、利益配分については連結配当性向30%を目安に、業績や内部留保を総合的に勘案した配当を行うことを基本方針としております。当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

- | | |
|--------------------------------|--|
| (1) 配当財産の種類 | 金銭 |
| (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額 | 当社普通株式1株につき 金55円
総額 2,010,384,970 円 |
| (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 | 2022年4月25日 |

(ご参考) 1株当たり配当金の推移



定款一部変更の件**1. 変更の理由****(1) 監査等委員会設置会社への移行**

当社は、取締役会における議決権を有する監査等委員が、業務執行の適法性及び妥当性の監査を担うことにより、取締役会の監査・監督機能の実効性をさらに高め、ガバナンスの強化を図るとともに、業務執行の機動性を向上させるため、「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」へ移行いたします。移行に伴い、監査等委員会に関する規定の新設、重要な業務執行に関する決定の取締役への権限委任に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行い、併せて監査役の責任免除の規定の削除に伴う経過措置として附則を設けるものであります。

また、資本政策及び配当政策を機動的に行うことができるよう、自己株式の取得、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨を変更案第40条として新設するとともに、同条の一部と内容が重複する現行定款第7条の削除等の変更を行うものであります。

(2) 株主総会参考書類等の電子提供措置の導入

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されます。これに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨の規定及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を新設し、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定を削除するとともに、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

その他、上記の各変更に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

なお、本定款変更のうち、上記（2）に関する効力発生日等は、変更案の附則第2条（電子提供措置等に関する経過措置）の規定によるものとし、その他の定款変更の規定については、本総会の終結の時をもって効力を生じるものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。（下線は、変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
第1章 総 則 第1条～第3条 <条文省略> 第4条（機関） 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1) 取締役会 2) 監査役 3) 監査役会 4) 会計監査人 第5条 <条文省略> 第2章 株 式 第6条 <条文省略> 第7条（自己株式の取得） <u>当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、市場取引等により自己株式を取得することができる。</u> 第8条～第10条 <条文省略> 第11条（株主名簿管理人） 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。	第1章 総 則 第1条～第3条 <現行どおり> 第4条（機関） 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1) 取締役会 2) <u>監査等委員会</u> <削除> 3) <u>会計監査人</u> 第5条 <現行どおり> 第2章 株 式 第6条 <条文省略> <削除> 第7条～第9条 <現行どおり> 第10条（株主名簿管理人） 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議または取締役会より委任を受けた取締役の決定</u>によって定め、これを公告する。

現行定款	変更案
3. <条文省略> 第3章 株主総会 第12条～第16条 <条文省略> <u>第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u> <新設> 第18条～第21条 <条文省略>	3. <現行どおり> 第3章 株主総会 第11条～第15条 <現行どおり> <削除> <u>第16条（電子提供措置等）</u> <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> <u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u> 第17条～第20条 <現行どおり>

現行定款	変更案
<新設> 第24条（代表取締役） 代表取締役は、取締役会の決議をもって定める。 第25条（役付取締役） 取締役会の決議をもって、取締役社長1名を定める。必要に応じて、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名をそれぞれ定めることができる。 第26条 <条文省略> 第27条（取締役会の招集通知） 取締役会を招集するには、会日より3日前までに各取締役および各監査役に対して通知を発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合には、これを短縮することができる。 2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 第28条～第30条 <条文省略>	4. <u>前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u> 第23条（代表取締役） 代表取締役は、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>取締役会の決議をもって定める。 第24条（役付取締役） 取締役会の決議をもって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>取締役社長1名を定める。必要に応じて、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名をそれぞれ定めることができる。 第25条 <現行どおり> 第26条（取締役会の招集通知） 取締役会を招集するには、会日より3日前までに各取締役に対して通知を発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合には、これを短縮することができる。 2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 第27条～第29条 <現行どおり>

現行定款	変更案
<u>第31条（取締役会の議事録）</u> 取締役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役および監査役は、これに記名押印または電子署名を行う。 <u>第32条（取締役の報酬等）</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。 ＜新設＞ 第33条 ＜条文省略＞ 第5章 <u>監査役および監査役会</u> <u>第34条（監査役の員数および任期）</u> 当会社は、監査役5名以内を置く。 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、その前任者の残存期間と同一とする。	<u>第30条（取締役会の議事録）</u> 取締役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役は、これに記名押印または電子署名を行う。 <u>第31条（取締役の報酬等）</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u> <u>第32条（重要な業務執行の決定の委任）</u> <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u> 第33条 ＜現行どおり＞ 第5章 <u>監査等委員会</u> ＜削除＞

現行定款	変更案
<u>第35条（監査役の選任）</u> <u>監査役は、株主総会で選任する。</u> <u>この選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> <u>2. 当会社は、会社法第329条第3項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u> <u>3. 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u> <u>第36条（常勤の監査役）</u> <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u> <u>第37条（監査役会の招集通知）</u> <u>監査役会を招集するには、会日より3日前までに各監査役に対して通知を発するものとする。</u> <u>ただし、緊急の必要がある場合には、これを短縮することができる。</u> <u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u> <u>第38条（監査役会の決議）</u> <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u>	＜削除＞ <u>第34条（常勤の監査等委員）</u> <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定する。</u> <u>第35条（監査等委員会の招集通知）</u> <u>監査等委員会を招集するには、会日より3日前までに各監査等委員に対して通知を発するものとする。</u> <u>ただし、緊急の必要がある場合には、これを短縮することができる。</u> <u>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u> <u>第36条（監査等委員会の決議）</u> <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u>

現行定款	変更案
第39条（監査役会規則） <u>監査役会</u>に関する事項については、法令または本定款のほか、<u>監査役会</u>で定める<u>監査役会規則</u>による。 第40条（監査役会の議事録） <u>監査役会</u>における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した<u>監査役</u>は、これに記名押印または電子署名を行う。 第41条（監査役の報酬等） <u>監査役の報酬等</u>は、<u>株主総会の決議</u>によって定める。 第42条（監査役の責任免除） <u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u> <u>2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>	第37条（監査等委員会規則） <u>監査等委員会</u>に関する事項については、法令または本定款のほか、<u>監査等委員会</u>で定める<u>監査等委員会規則</u>による。 第38条（監査等委員会の議事録） <u>監査等委員会</u>における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した<u>監査等委員</u>は、これに記名押印または電子署名を行う。 ＜削除＞ ＜削除＞

現行定款	変更案
第6章 計 算 第<u>43</u>条 <条文省略> <新設> 第44条（<u>期末配当の基準日・中間配当</u>） <u>当会社の剰余金の期末配当の基準日は、毎年1月31日とする。</u> 2. <u>当会社は、取締役会の決議により、毎年7月31日を基準日として、中間配当を行うことができる。</u> <新設> 第<u>45</u>条 <条文省略> <新設> <新設>	第6章 計 算 第<u>39</u>条 <現行どおり> 第40条（<u>剰余金の配当等の決定機関</u>） <u>当会社は、剰余金の配当等、会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u> 第41条（<u>剰余金の配当の基準日</u>） 当会社の期末配当の基準日は、毎年1月31日とする。 2. <u>当会社の中間配当の基準日は、毎年7月31日とする。</u> 3. <u>前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u> 第<u>42</u>条 <現行どおり> 附 則 第1条（<u>監査役の責任免除に関する経過措置</u>） <u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、第88期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>

現行定款	変更案
<新設>	<u>2. 第88期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、同株主総会の決議による変更前の定款第42条第2項の定めるところによる。</u> <u>第2条（電子提供措置等に関する経過措置）</u> <u>現行定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第16条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u> <u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第17条はなお効力を有する。</u> <u>3. 本附則第2条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u>

第3号議案

取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、現在の取締役全員（11名）は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）6名の選任をお願いするものであります。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名				現在の当社における地位	
1	みつ 三	い 井	やす 康	なり 誠	代表取締役社長	再任
2	くり 栗	やま 山	まさ 正	のり 則	常務取締役	再任
3	みつ 三	い 井	こう 宏	ぞう 蔵	常務取締役	再任
4	くさ 草	の 野	とし 敏	あき 昭	取締役	再任
5	ふな 舟	こし 越	とも 知	み 巳	取締役	再任
6	きょう 京		まさ 昌	ひで 英	取締役	再任

候補者番号	1	略歴・地位及び担当
再任		1993年 4月 当社入社 2000年 4月 取締役就任 2002年 4月 取締役退任 上席執行役員就任 2003年 2月 常務執行役員就任 2005年 4月 取締役就任 常務取締役就任 2006年 4月 代表取締役副社長就任 2007年 6月 (株)三井クリエイト代表取締役社長就任（現任） 2010年 4月 当社代表取締役社長就任（現任）
みつ い やす なり 三 井 康 誠		
男性 1968年11月17日生（満53歳）		
■取締役在任期間 19年		
■取締役会出席率（出席回数） 100％（14／14回）		
■所有する当社株式の数 1,161,213株		
■重要な兼職の状況 (株)三井クリエイト代表取締役社長		
		取締役候補者とした理由
		三井康誠氏は、2010年に代表取締役社長に就任以来、企業価値向上に資する様々な経営課題に対し着実に取り組み、強いリーダーシップを発揮して高い実績を上げ、グローバルな視点で当社グループの業務執行を適切に監督してきました。これらの豊富な経験と幅広い見識が当社の経営に必要であると考え、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	2	略歴・地位及び担当
再任		1971年 4月 当社入社 2001年 3月 精密事業本部金型事業部金型製造部長 2002年 2月 金型事業本部金型事業部金型製造部長 2003年 2月 執行役員就任 2005年 2月 金型事業本部副本部長 2010年 2月 上席執行役員就任 2012年 4月 取締役就任 金型事業本部長（現任） 2016年 4月 常務取締役就任（現任）
くり やま まさ のり 栗 山 正 則	男性 1953年1月5日生（満69歳） ■取締役在任期間 10年 ■取締役会出席率（出席回数） 100%（14／14回） ■所有する当社株式の数 4,574株 ■重要な兼職の状況 —	取締役候補者とした理由 栗山正則氏は、長年にわたり金型事業等における経験・実績及び高い見識を有し、当社経営陣の一角を担うに相応しい人格を兼ね備えております。これまでの金型製造部長、金型事業本部長等の経験を通じ培った優れた経営手腕に鑑み、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	3	略歴・地位及び担当
再任		1996年 4月 三井物産(株)入社 2008年 4月 三井物産スチール(株)出向 第二部門薄板部担当部長 2011年 7月 泰国三井物産(株)出向 鉄鋼部次長 2012年10月 Bangkok Eastern Coil Center Co.,Ltd.出向 取締役副社長就任 2013年11月 (株)三井クリエイト取締役就任（現任） 2018年 4月 三井物産スチール(株)出向 業務本部国内事業統括部長 2019年 3月 三井物産(株)退職 2019年 4月 当社入社 取締役就任 管理本部長（現任） 2020年 4月 常務取締役就任（現任）
みつ い こう ぞう 三 井 宏 蔵		取締役候補者とした理由
男性 1971年12月3日生（満50歳） ■取締役在任期間 3年 ■取締役会出席率（出席回数） 100%（14／14回） ■所有する当社株式の数 676,295株 ■重要な兼職の状況 (株)三井クリエイト取締役		三井宏蔵氏は、長年にわたり管理部門等における経験・実績及び高い見識を有し、当社経営陣の一角を担うに相応しい人格を兼ね備えております。前職での海外関連会社の副社長や国内子会社の事業統括部長、当社での管理本部長の経験を通じ培った優れた経営手腕に鑑み、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	4	略歴・地位及び担当
再任		1981年 4月 当社入社 2002年 2月 電子事業本部IC事業部長 2002年 4月 執行役員就任 2004年 2月 LF(現リードフレーム)事業本部ST(現スタンピング)事業部長 2006年 5月 ミツイ・ハイテック(シンガポール)プライベート・リミテッド社長就任 2011年 2月 当社LF(現リードフレーム)事業本部EG(現エッチング)事業部長 2016年 2月 リードフレーム事業本部副本部長 2016年 4月 取締役就任（現任） 2017年 9月 リードフレーム事業本部長 2019年 2月 品質保証本部長（現任）
くさ の とし あき 草 野 敏 昭		取締役候補者とした理由
男性 1956年10月17日生（満65歳） ■取締役在任期間 6年 ■取締役会出席率（出席回数） 100%（14／14回） ■所有する当社株式の数 4,449株 ■重要な兼職の状況 —		草野敏昭氏は、長年にわたりリードフレーム事業等における経験・実績及び高い見識を有し、当社経営陣の一角を担うに相応しい人格を兼ね備えております。これまでの海外子会社社長、リードフレーム事業本部長、品質保証本部長等の経験を通じ培った優れた経営手腕に鑑み、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	5	略歴・地位及び担当
再任		1990年 4月 当社入社 2005年 2月 ミツイ・ハイテック(台湾)カンパニー・リミテッド社長就任 2011年 7月 当社品質保証統轄部品質保証部長 2017年 9月 執行役員就任 品質保証統轄部長 2018年 6月 リードフレーム事業本部スタンピング事業部長 2019年 2月 リードフレーム事業本部長（現任） 2019年 4月 取締役就任（現任）
ふな こし とも み 舟 越 知 巳		
男性 1966年1月7日生（満56歳） ■取締役在任期間 3年 ■取締役会出席率（出席回数） 100%（14／14回） ■所有する当社株式の数 1,445株 ■重要な兼職の状況 —		取締役候補者としての理由 舟越知巳氏は、長年にわたりリードフレーム事業等における経験・実績及び高い見識を有し、当社経営陣の一角を担うに相応しい人格を兼ね備えております。これまでの海外子会社社長、リードフレーム事業本部長等の経験を通じ培った優れた経営手腕に鑑み、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	6	略歴・地位及び担当
再任		1985年 4月 当社入社 2006年 2月 金型事業本部電機事業部管理部長 2009年11月 金型事業本部電機事業部製造部長 2011年 2月 MC事業本部電機事業部製造部長 2014年10月 MC事業本部電機事業部技術部長 2015年 3月 三井高科技(上海)有限公司社長就任 2020年11月 当社執行役員就任 モーターコア事業本部副本部長 2021年 4月 取締役就任（現任） モーターコア事業本部長（現任）
きょう まさ ひで 京 昌 英		
男性 1960年1月23日生（満62歳） ■取締役在任期間 1年 ■取締役会出席率（出席回数） 100%（10／10回） ■所有する当社株式の数 1,822株 ■重要な兼職の状況 —		取締役候補者としての理由 京昌英氏は、長年にわたりモーターコア事業等における経験・実績及び高い見識を有し、当社経営陣の一角を担うに相応しい人格を兼ね備えております。これまでの海外子会社社長、モーターコア事業本部長等の経験を通じ培った優れた経営手腕に鑑み、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

（注） 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 取締役候補者の所有する当社株式の数は、役員持株会における持分を含んでおります。（1株未満切捨て表示）
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

第4号議案

監査等委員である取締役7名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役7名の選任をお願いするものであります。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

候補者番号	氏 名	現在の当社における地位			
1	しら かわ ひろ ゆき 白 川 裕 之	常勤監査役	新任		
2	く ぼ た ち あき 久保田 千 秋	常勤監査役	新任		
3	くま まる くに あき 熊 丸 邦 明	独立社外取締役	新任	社外	独立
4	よし だ おさ み 吉 田 修 己	独立社外取締役	新任	社外	独立
5	まえ だ よう こ 前 田 葉 子	独立社外取締役	新任	社外	独立
6	ふく もと とも ゆき 福 本 智 之		新任	社外	独立
7	もと だ たつ や 元 田 達 弥		新任	社外	独立

候補者番号	1	略歴・地位及び担当
新任		1981年 4月 当社入社 1996年12月 管理本部オーナー室長 2000年 6月 資材部長 2002年 4月 執行役員就任 2005年 2月 経営企画部長 2011年 8月 管理本部副本部長 2012年 4月 取締役就任 管理本部長 2019年 4月 常勤監査役就任（現任）
しら かわ ひろ ゆき 白 川 裕 之		監査等委員である取締役候補者とした理由
男性 1958年8月9日生（満63歳） ■監査役在任期間 3年 ■取締役会出席率（出席回数） 100％（14／14回） ■監査役会出席率（出席回数） 100％（10／10回） ■所有する当社株式の数 9,382株 ■重要な兼職の状況 —		白川裕之氏は、長年にわたり管理部門の取締役として当社の経営に携わり、豊富な経験と高い見識を有しております。これらの経験・見識が取締役会の意思決定機能の強化及び当社経営の監査・監督に必要であると考え、監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	2	略歴・地位及び担当
新任		1983年 4月 当社入社 2001年 3月 管理本部経営企画部長 2005年 2月 経営企画部企画部長 2011年 8月 管理本部経営企画部長代行 2012年 4月 管理本部財務管理部長代行 2012年11月 管理本部財務管理部長 2018年 6月 執行役員就任 2021年 4月 常勤監査役就任（現任）
く ぼ た ち あき 久保田 千 秋		監査等委員である取締役候補者とした理由
男性 1959年9月24日生（満62歳） ■監査役在任期間 1年 ■取締役会出席率（出席回数） 100％（10／10回） ■監査役会出席率（出席回数） 100％（6／6回） ■所有する当社株式の数 1,117株 ■重要な兼職の状況 —		久保田千秋氏は、長年にわたり経営企画・財務管理業務に携わり、豊富な経験と高い見識を有しております。これらの経験・見識が取締役会の意思決定機能の強化及び当社経営の監査・監督に必要であると考え、監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	3	略歴・地位及び担当
新任	社外	独立
くま 熊	まる 丸	くに 邦
あき 明		
男性 1952年7月14日生（満69歳） ■取締役在任期間 6年 ■取締役会出席率（出席回数） 100%（14／14回） ■所有する当社株式の数 一株 ■重要な兼職の状況 —		1976年 4月 (株)東芝入社 2000年10月 同社セミコンダクター社 北九州工場 工場長 2002年 4月 同社セミコンダクター社 大分工場 工場長 2005年 4月 東芝エレクトロニクス・マレーシア社 社長 2007年 5月 (株)東芝セミコンダクター社 生産統括責任者 2008年 4月 同社コーポレート新照明システム事業統括部長 2012年 7月 同社定年退職 2012年 8月 同社セミコンダクター社事業部長附（嘱託） 2015年 3月 同社セミコンダクター社退職 2016年 4月 当社社外取締役就任（現任） 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 熊丸邦明氏は、(株)東芝セミコンダクター社において、長年にわたり工場長及び生産統括責任者、東芝エレクトロニクス・マレーシア社社長を歴任し、半導体製品の開発・製造はもとより、会社経営にも携わり、豊富な経験と高い見識を有しております。引き続き当該知見を活かして、当社の経営全般に有益な指摘や意見をいただき、独立した立場からこれらの豊富な経験と高い見識を当社経営の監査・監督に反映いただけることを期待し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	4	略歴・地位及び担当
新任	社外	独立
よし 吉	だ 田	おさ 修
み 己		
男性 1950年11月4日生（満71歳） ■取締役在任期間 2年 ■取締役会出席率（出席回数） 100%（14／14回） ■所有する当社株式の数 一株 ■重要な兼職の状況 コネクシオ(株)社外監査役		1977年 3月 等松・青木監査法人（現有限責任監査法人トーマツ）入社 1982年 9月 公認会計士登録 1997年 9月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）代表社員就任 2007年 6月 同監査法人経営会議メンバー兼人材育成本部長 2010年 8月 トーマツeラーニングソリューションズ(株) 代表取締役社長 2010年10月 有限責任監査法人トーマツ CSR推進室長 2013年11月 同監査法人退職 2013年12月 吉田公認会計士事務所開設 所長（現在） 2014年 3月 キヤノン(株)社外監査役就任 2017年 9月 青山学院大学会計プロフェッション研究科 特任教授就任 2018年 6月 コネクシオ(株)社外監査役就任（現任） 2020年 4月 当社社外取締役就任（現任） 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 吉田修己氏は、公認会計士として企業会計に精通する専門家の豊富な知見のほか、経営全般やCSRに関する高い見識を有しております。引き続き当該知見を活かして、当社の経営全般に有益な指摘や意見をいただき、独立した立場からこれらの豊富な経験と高い見識を当社経営の監査・監督に反映いただけることを期待し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	5	略歴・地位及び担当
新任	社外	独立
まえ 前	だ 田	よう 葉
こ 子		
女性 1978年10月17日生（満43歳）		
■取締役在任期間 1年		
■取締役会出席率（出席回数） 100%（10／10回）		
■所有する当社株式の数 一株		
■重要な兼職の状況 —		
		2003年10月 弁護士登録 2003年10月 西村あさひ法律事務所入所 2010年 7月 デベヴォイズ&プリンプトン法律事務所（米国ニューヨーク州）入所 2011年 3月 米国ニューヨーク州弁護士登録 2012年 1月 シンガポール国際仲裁センター（シンガポール）勤務 2015年 7月 シティユーワ法律事務所入所（現任） 2018年 7月 ICC International Court of Arbitration（国際仲裁裁判所）Court Member（Alternate）Japan（委員）就任（現任） 2021年 4月 当社社外取締役就任（現任）
		監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要
		前田葉子氏は、国際紛争解決及び国内紛争解決を主要業務分野とする弁護士であり、訴訟関係、リスクマネジメント、国際取引等に関して豊富な経験と高度な専門知識を有しております。引き続き当該知見を活かして、当社の経営全般に有益な指摘や意見をいただき、独立した立場からこれらの豊富な経験と高い見識を当社経営の監査・監督に反映いただけることを期待し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

候補者番号	6	略歴・地位及び担当
新任	社外	独立
ふく 福	もと 本	とも 智
ゆき 之		
男性 1966年11月23日生（満55歳）		
■取締役在任期間 一年		
■所有する当社株式の数 一株		
■重要な兼職の状況 大阪経済大学経済学部教授		
		1989年 4月 日本銀行入行 2000年10月 在中国日本国大使館経済部一等書記官（日本銀行より転籍出向） 2008年 8月 同行国際局（ハーバード大学ケネディ行政学院客員研究員） 2010年 7月 同行国際局総務課長 2012年10月 同行北京事務所長 2015年 9月 同行北九州支店長 2017年 6月 同行国際局審議役（アジア担当総括） 2020年 1月 同行国際局長 2021年 4月 大阪経済大学経済学部教授就任（現任） 2021年 5月 ㈱経営共創基盤シニアフェロー就任（現任） 2021年10月 （公財）東京財団政策研究所研究員就任（現任）
		監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要
		福本智之氏は日本銀行で国際局長等を歴任し、国際金融、経済等に関して卓越した知見や豊富な経験を有し、また中国金融・経済を研究する大学教授として中国・アジア関連ビジネスに精通しております。当該知見を活かして、当社の経営全般に有益な指摘や意見をいただき、独立した立場からこれらの豊富な経験と高い見識を当社経営の監査・監督に反映いただけることを期待し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は直接会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

候補者番号	7	略歴・地位及び担当
新任	社外	独立
もと	だ	たつ
元	田	達
		弥
男性		
1969年9月9日生（満52歳）		
■取締役在任期間 一年		
■所有する当社株式の数 500株		
■重要な兼職の状況 ティ・エス テック㈱社外取締役 ㈱グローバルインフォメーション 社外取締役		
		1993年 5月 アンダーセンコンサルティング（現 アクセンチュア㈱）入社 1999年 9月 公認会計士 社会計事務所（現 辻・本郷税理士法人）入所 2005年 9月 同法人業務部統括部長 2007年 4月 同法人国際税務部門統括部長 2008年10月 税理士登録 2014年 4月 元田会計事務所所長（現任） 2014年 6月 ティ・エス テック㈱社外監査役就任 2018年 7月 ㈱グローバルインフォメーション社外監査役就任 2021年 6月 ティ・エス テック㈱社外取締役（監査等委員）就任（現任） 2022年 3月 ㈱グローバルインフォメーション社外取締役（監査等委員）就任（現任）
		監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要
		元田達弥氏は税理士として会計・税務に関する専門的な知識や経験のほか、経営全般に関する高い見識を有しており、当該知見を活かして、当社の経営全般に有益な指摘や意見をいただき、独立した立場からこれらの豊富な経験と高い見識を当社経営の監査・監督に反映いただけることを期待し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者の所有する当社株式の数は、役員持株会における持分を含んでおります。（1株未満切り捨て表示）
3. 熊丸邦明氏、吉田修己氏、前田葉子氏、福本智之氏及び元田達弥氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、熊丸邦明氏、吉田修己氏及び前田葉子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、各氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員として同取引所に届け出る予定であります。また、福本智之氏及び元田達弥氏は、同取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、両氏の選任が承認された場合には、独立役員として届け出る予定であります。
4. 当社は、熊丸邦明氏、吉田修己氏及び前田葉子氏の間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としており、各氏の選任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。また、白川裕之氏、久保田千秋氏、福本智之氏及び元田達弥氏の選任が承認された場合には、新たに両氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、任期中中に当該保険契約を更新する予定であります。
6. 前田葉子氏の戸籍上の氏名は、本柳葉子氏であります。

(ご参考)第3号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役会の構成及び専門性と経験
(スキル・マトリックス) は以下のとおりとなります。

氏 名	当社における地位	企業経営	営業 マーケティング	財務・会計	法務 内部統制 ガバナンス	海外経験 国際性	当社事業 マネジメント	技術 研究開発
三 井 康 誠	代表取締役社長	○	○			○	○	○
栗 山 正 則	常務取締役		○				○	
三 井 宏 蔵	常務取締役	○	○	○	○	○		
草 野 敏 昭	取締役	○	○			○	○	
舟 越 知 巳	取締役	○				○	○	
京 昌 英	取締役	○				○	○	○
白 川 裕 之	取締役 常勤監査等委員		○			○	○	
久保田 千秋	取締役 常勤監査等委員			○		○		
熊 丸 邦 明	社外取締役 監査等委員	○				○		○
吉 田 修 己	社外取締役 監査等委員			○		○		
前 田 葉 子	社外取締役 監査等委員				○	○		
福 本 智 之	社外取締役 監査等委員			○		○		
元 田 達 弥	社外取締役 監査等委員			○		○		

第5号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬等の額は、2007年4月24日開催の第73期定時株主総会において、年額350百万円以内とご承認いただき今日に至っております。

また、本総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止するとともに、取締役報酬については、固定報酬と業績連動賞与とし、業績連動賞与については業績向上に対する貢献意欲を一層高めるため、一定の指標を基準に算定し支給額を決定する役員報酬制度の見直しを実施することといたしました。なお、業績連動賞与については業務執行取締役を対象とします。

つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬等の額に代えて、監査等委員でない取締役の報酬等の額を、年額400百万円以内（うち社外取締役分は年額50百万円以内）とさせていただきたいと存じます。なお、監査等委員でない取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ取締役会で決定しており、相当であると判断しております。

また、本議案が承認された場合は、「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」について、34ページの（ご参考）に記載の「取締役の報酬の基本方針」に基づいて改定することとしております。

現在の取締役は11名（うち社外取締役3名）ですが、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員でない取締役は6名（うち社外取締役0名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第6号議案

監査等委員である取締役の報酬額決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額100百万円以内（うち社外取締役分は年額60百万円以内）とさせていただきたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ取締役会で決定しており、相当であると判断しております。

第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は7名（うち社外取締役5名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

第7号議案

取締役に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

1. 提案の理由及びこれを相当とする理由

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。本議案は、当社の業務執行取締役に対する新たな業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT(=Board Benefit Trust)）」（以下「本制度」といいます。）を導入することについて、ご承認をお願いするものであります。

本議案は、業務執行取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、業務執行取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としており、本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ取締役会で決定しており、相当であると判断しております。

また、本議案が承認された場合は、「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」について、34ページの（ご参考）に記載の「取締役の報酬の基本方針」に基づいて改定することとしております。

本議案は、第5号議案でご承認をお願いしている取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬額（年額400百万円以内（うち社外取締役分として年額50百万円以内）。ただし、使用人分給与は含みません。）とは別枠として、本制度に基づく報酬を当社の業務執行取締役に

対して支給するため、報酬等の額の具体的な算定方法及び具体的な内容についてのご承認をお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、下記 2. の枠内で、取締役会にご一任頂きたいと存じます。

第 2 号議案「定款一部変更の件」及び第 3 号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。） 6 名選任の件」が原案どおり承認可決されまると、本制度の対象となる業務執行取締役は 6 名となります。

本議案は、第 2 号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

2. 本制度における報酬等の額及び具体的な内容

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、業務執行取締役に対して、当社が定める役員等株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、業務執行取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。

(2) 本制度の対象者

本制度の対象者は、当社の業務執行取締役とします。

(3) 信託金額

本議案をご承認いただくことを条件として、当社は、2023年 1 月末日で終了する事業年度から 2025 年 1 月末日で終了する事業年度までの 3 事業年度（以下、当該 3 事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間及び当初対象期間の経過後に開始する 3 事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、業務執行取締役への当社株式等の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、以下の金銭を本信託に拠出いたします。

まず、当社は、本信託設定（2022 年 6 月（予定））時に、当初対象期間に対応する必要資金として見込まれる相当額の金銭を拠出し、本信託を設定します。本制度に基づき業務執行取締役に対して仮に付与し、調整した後のポイントの上限数は、下記(5)のとおり、1 事業年度当たり 36,000 ポイントであるため、本信託設定時には、直前の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を考慮して、108,000 株を上限として取得するために必要と合理的に見込まれる資金を本信託に拠出いたします。なお、ご参考として、2022 年 3 月 11 日の終値 6,910 円

を適用した場合、上記の必要資金は、約746百万円となります。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、本制度に基づく業務執行取締役への給付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して業務執行取締役に付与され、調整されたポイント数に相当する当社株式で、業務執行取締役に対する給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は以降の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等を勘案した上で、追加拠出額を算出するものとします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

(注) 当社が実際に本信託に拠出する金銭は、上記の株式取得資金のほか、信託報酬等の必要費用の見込額を合わせた金額となります。

(4) 本信託による当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記(3)により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとします。

なお、業務執行取締役に対して仮に付与し、調整した後のポイント数の上限は1事業年度当たり36,000ポイントであるため、各対象期間について本信託が取得する当社株式数の上限は108,000株となります。本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

(5) 業務執行取締役に給付される当社株式等の数の上限

業務執行取締役には、各事業年度に関して、役員等株式給付規程に基づき役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが仮に付与されます。業務執行取締役に對し、仮に付与されたポイントは、当該事業年度の開始日から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものの終了時まで（3事業年度）の期間中、各事業年度の業績目標の達成度等を勘案して調整されます。このように業務執行取締役に仮に付与され、調整された後の1事業年度当たりのポイント数の合計は、36,000ポイントを上限とします。これは、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の業務執行取締役の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。

なお、業務執行取締役に仮に付与され、調整されたポイントは、下記(6)の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率につ

いて合理的な調整を行います。))。

なお、業務執行取締役が付与され、調整された後の1事業年度当たりのポイント数の上限に相当する株式数(36,000株)の発行済株式総数(2022年1月31日現在。自己株式控除後)に対する割合は約0.09%です。

下記(6)の当社株式等の給付に当たり基準となる業務執行取締役のポイント数は、原則として、退任時までに当該業務執行取締役に仮に付与され、調整されたポイント数とします(以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。))。

(6) 当社株式等の給付及び報酬等の額の具体的な算定方法

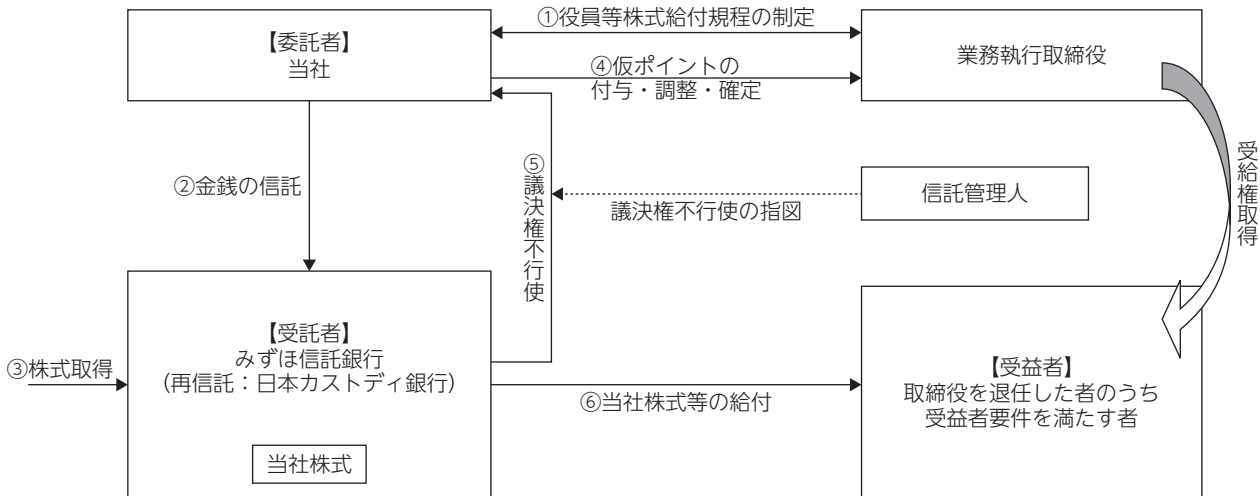
取締役が退任し、役員等株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該業務執行取締役は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記(5)に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、役員等株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。ポイントの付与を受けた業務執行取締役であっても、株主総会において解任の決議をされた場合、在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合又は在任中に当社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、給付を受ける権利を取得できないこととします。

業務執行取締役が受ける報酬等の額は、ポイントが仮に付与された時点において、当該仮に付与されたポイント数の合計に本信託の有する当社株式の1株当たりの帳簿価額を乗じた金額(ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行います。以下同じとします。)を基礎とします。また、ポイントが仮に付与された後、上記(5)に従った各事業年度の業績目標の達成度等を勘案した調整により、仮に付与されたポイント数が増加する場合には、各調整の時点において、差分のポイント数に本信託の有する当社株式の1株当たりの帳簿価額を乗じた金額を加算するものとします。なお、役員等株式給付規程の定めに従って例外的に金銭が給付される場合において相当と認められるときは、当該金額を加算した額とします。

(7) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員等株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する業務執行取締役に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることになります。

(ご参考：本制度の仕組み)



- ①当社は、本議案につき承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員等株式給付規程」を制定します。
- ②当社は、本議案につき承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④当社は、「役員等株式給付規程」に基づき業務執行取締役のポイントを仮に付与します。業務執行取締役に仮に付与されたポイントは、当該事業年度の開始日から３年以内に終了する事業年度のうち最終のものの終了時まで（３事業年度）の期間中、各事業年度の業績目標の達成度等を勘案して調整されます。
- ⑤本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥本信託は、取締役を退任した者のうち「役員等株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下、「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与され、調整されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、「役員等株式給付規程」に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

第8号議案

退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈並びに退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金打ち切り支給の件

本総会終結の時をもって、取締役を任期満了により退任される吉田和史氏、坂上隆紀氏並びに監査役を任期満了により退任される近藤真氏、中村貞幸氏に対し、在任中の労に報いるため、当社所定の内規に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等につきましては、退任取締役については取締役会に、退任監査役については第4号議案「監査等委員である取締役7名選任の件」の承認可決を条件として監査等委員である取締役の協議にご一任願いたいと存じます。

退職慰労金につきましては、退任取締役に関しては当社の業績及び企業価値の向上、退任監査役に関しては当社経営に対する適切な監視と監査活動に尽力したため贈呈するものであり、その金額は当社役員退職慰労金支給規程に基づき、役位、在任年数等に応じた役員退職慰労金算定基準により算定しており、退職慰労金の贈呈は、相当であると判断しております。

退任取締役及び退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
吉 田 和 史	2019年4月 取締役就任（現任）
坂 上 隆 紀	2002年4月 取締役就任（現任） 2004年4月 代表取締役社長就任 2010年4月 代表取締役社長退任
近 藤 真	2007年4月 社外監査役就任（現任）
中 村 貞 幸	2019年4月 社外監査役就任（現任）

また、当社は、2022年3月14日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しの一環として、役員退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。

これに伴い、第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役7名選任の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、重任予定の取締役6名、監査等委員である取締役に就任予定の取締役3名及び監査役2名に対し、退職慰労金廃止までの在任期間の労に報いるため、当社所定の内規に従い相当額の範囲内におい

て、退職慰労金を打ち切り支給いたしたいと存じます。

なお、支給の時期につきましては、各氏の取締役及び監査役の退任時とし、その具体的な金額、方法等につきましては、取締役については取締役会に、監査役については第4号議案「監査等委員である取締役7名選任の件」の承認可決を条件として監査等委員である取締役の協議にご一任いただきたいと存じます。

第7号議案「取締役に対する株式報酬等の額及び内容決定の件」が原案どおり承認可決された場合の役員報酬制度を総合的に勘案し、打ち切り支給は相当であると判断しております。

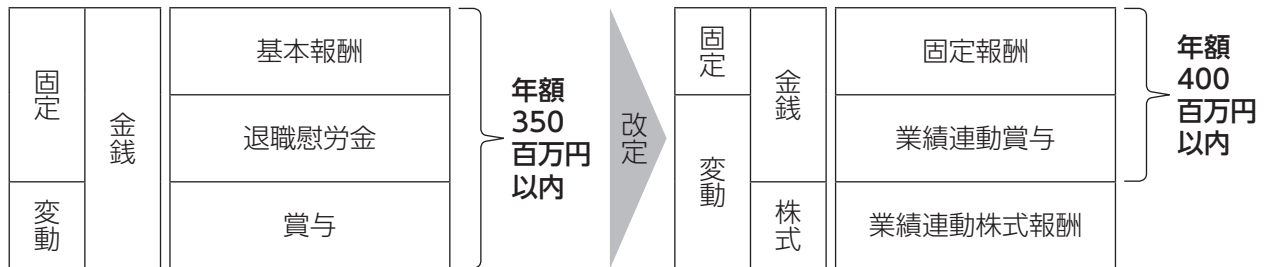
本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものいたします。

役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の対象となる取締役及び監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
三井康誠	2005年4月 取締役就任 2010年4月 代表取締役社長就任（現任）
栗山正則	2012年4月 取締役就任 2016年4月 常務取締役就任（現任）
三井宏蔵	2019年4月 取締役就任 2020年4月 常務取締役就任（現任）
草野敏昭	2016年4月 取締役就任（現任）
舟越知巳	2019年4月 取締役就任（現任）
京 昌 英	2021年4月 取締役就任（現任）
熊丸邦明	2016年4月 社外取締役就任（現任）
吉田修己	2020年4月 社外取締役就任（現任）
前田葉子	2021年4月 社外取締役就任（現任）

氏 名	略 歴
しらかわひろゆき 白川 裕之	2019年 4 月 常勤監査役就任（現任）
くぼたちあき 久保田 千秋	2021年 4 月 常勤監査役就任（現任）

（ご参考）第5号議案、第6号議案、第7号議案をご承認いただいた場合の役員報酬制度及び決定プロセスの概要



① 取締役の報酬の基本方針

当社の役員報酬の決定にあたっては、以下の事項を基本方針としております。

- 報酬に対する透明性・客観性を確保するとともに、その役割と責務に相応しい水準とする。
- 経営監督機能の十分な発揮に資するものとする。
- グローバルな事業の成長を通じた企業価値の向上の実現のため、経営理念及び経営戦略に合致した職務の遂行を促し、経営目標の達成を動機付けるものとする。
- 持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るために必要な人材の確保に資するものとする。
- 経済環境や市場動向に加えて、他社の支給水準を考慮し、報酬水準を設定する。
- 報酬等の内容及び額の検討は、必要に応じて外部専門機関を活用する。

② 報酬体系

- i.株主総会の決議に基づき、取締役会で個人別の役員報酬の算定方法を含む「役員報酬規程」、「役員等株式給付規程」を定めております。
- ii.業務執行取締役の報酬は、固定報酬である「固定報酬」と、業績に連動する「業績連動賞与」及び「業績連動株式報酬」、社外取締役等の非業務執行取締役の報酬は、「固定報酬」のみで構成しております。
- iii.固定報酬は、月額固定報酬とし、役割と責務に応じて他社の支給水準を考慮したうえで、役位別に決定するものといたします。
- iv.業績連動賞与は、役位ごとに定めた基準額に目標に対する達成度合いに応じて算定し支給額を決定します。
- v.業績連動株式報酬

業績連動株式報酬は、役員等株式給付規程に基づき役位、業績達成度により定まる数のポイントが仮に付与されます。業務執行取締役に対し、仮に付与されたポイントは、当該事業年度の開始日から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものの終了時まで（3事業年度）の期間中、各事業年度の業績目標の達成度等を勘案して調整されます。

業務執行取締役に付与されるポイントは「1ポイント＝1株」とし、累計付与ポイント相当の株式を給付いたします。

③ 報酬水準

取締役の報酬水準の検討においては、外部専門機関の客観的な報酬調査データを活用し、同規模（売上高、時価総額、従業員数にて選定）企業の役員報酬水準をベンチマークとして参考にしております。報酬額の決定については、社外取締役が過半数を占める報酬諮問委員会で審議を経たうえで、取締役会が個人別の報酬額の具体的な内容を決定しております。

④ 業績連動報酬に係る業績指標

業績連動報酬等に係る業績指標は、当社の経営目標達成のインセンティブとして経営陣が最終責任を負い、会社業績評価の重要な経営指標として定めているものとし、業績連動賞与は「当期純利益」、業績連動株式報酬は「売上高」、「営業利益」等を用います。

	業績連動賞与	業績連動株式報酬
業績指標	当期純利益 ※役位別に支給額を決定	売上高、営業利益等 ※目標値は、中期経営計画における公表値を主とし、初年度から評価対象年度までの累積値で評価する。 役位別及び単年度業績目標KPIに応じてポイントを付与し、当該中期経営計画の終了後に達成度に応じてポイントを調整する。
支給時期	当年度分を翌年株主総会日より1カ月以内に支給	退任時に1ポイントを1株に換算し、当社株式を給付
(報酬返還事由)	業務執行取締役が解任された場合または退任までの間に業務執行取締役が当社に重大な損害を与える行為その他当該行為に準じる非違行為を行った場合は、取締役会の決議により、支給予定の賞与の全部または一部を減ずることができる。	受給予定者が解任された場合または退任までの間に受給予定者が当社及び当社グループ会社に重大な損害を与える行為その他当該行為に準じる非違行為を行った場合は、当社及びグループ会社の取締役会の決議により、給付予定の本株式及び金銭の全部または一部を減ずることができる。

⑤ 種類別の報酬割合

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社の企業価値の向上に資するインセンティブとして適切な割合となるよう、他社の水準を考慮するものとし、取締役会の諮問機関であり社外取締役が過半数を占める報酬諮問委員会で審議を経たうえで、その審議内容を踏まえ取締役会で決定いたします。

なお、役位ごとの種類別の報酬割合は、次のとおりとし、高い成果、責任が求められる高い役位ほどインセンティブ報酬の比率を高めております。

	固定報酬	変動報酬	
		業績連動賞与	業績連動株式報酬
代表取締役	45.0%	27.5%	27.5%
業務執行取締役（専務）	52.0%	28.8%	19.2%
業務執行取締役（常務）	54.0%	29.9%	16.1%
業務執行取締役	56.0%	30.8%	13.2%

⑥ 業績連動賞与の仕組み

毎期掲げる当期純利益を目標に設定し、役位ごとの基準額に評価指標に基づく係数を乗じて算出いたします。

⑦ 業績連動株式報酬の仕組み

業績連動株式報酬は、企業価値の持続的な向上に対する貢献意識を高めることを目的に、株式給付信託（Board Benefit Trust）を採用しております。株式給付については、役位ごとの基準額を基に算出された基準ポイント数に、中期経営計画ごとの売上高、営業利益等を業績目標として設定し、業績達成率を乗じたポイント数を付与し、評価期間（3年）終了時に、付与されたポイント数に応じて当社株式を給付します。なお、評価期間中に退任した場合には必要に応じて合理的に調整します。

以 上

(添付書類)

第88期 事業報告 (2021年2月1日から2022年1月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、各国において景気の持ち直しが見られたものの、新型コロナウイルス感染症再拡大の影響を受け、未だ本格的な回復には時間を要する状況にあります。

我が国経済においては、経済活動が正常化しつつありましたが、新型コロナウイルス感染症再拡大に加え、サプライチェーンの停滞及び半導体不足や原材料価格の高騰などの影響から、先行き不透明な状況が続いております。

当社グループの主たる供給先の状況として、自動車業界においては、世界的な新型コロナウイルス感染症再拡大や、半導体不足による自動車各社の減産調整があったものの、脱炭素社会に向けた電動車関連の需要は好調に推移しました。また、半導体業界においては、民生及び車載向け等、各種半導体の需要がいずれも好調に推移しました。

このような事業環境のもと、当社グループは、省資源・省エネルギーに貢献する製品・部品の受注拡大を図るとともに、全グループを挙げて生産性向上、原価低減等に取り組みました。

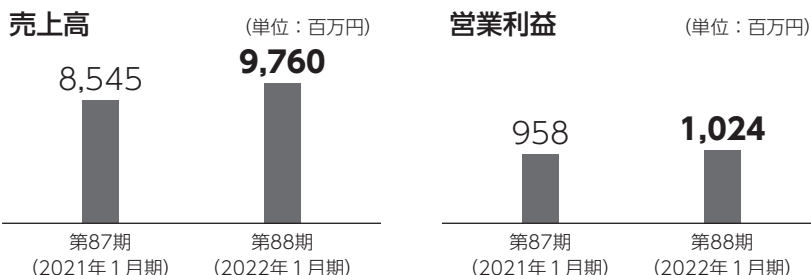
その結果、当連結会計年度の売上高は1,394億2千9百万円（前期比43.2%増）となりました。利益面では、電機部品事業と電子部品事業が増収となったことなどにより、営業利益は149億5千9百万円（前期比294.7%増）、経常利益は156億7千2百万円（前期比301.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は117億7千8百万円（前期比354.3%増）となりました。

	前連結会計年度	当連結会計年度	対前期比	
	金額 百万円	金額 百万円	金額 百万円	増減率 %
売上高	97,351	139,429	42,078	43.2
営業利益	3,790	14,959	11,169	294.7
経常利益	3,907	15,672	11,764	301.1
親会社株主に帰属する当期純利益	2,592	11,778	9,186	354.3

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

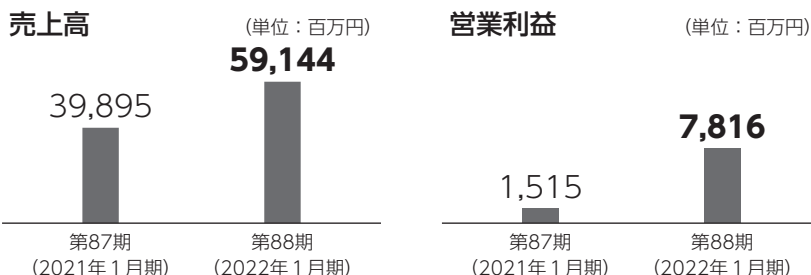
金型 売上高 9,760百万円 営業利益 1,024百万円

金型事業については、好調な車載用モーターコア金型の需要に対応しました。その結果、売上高は97億6千万円（前期比14.2%増）となりました。営業利益は増収の結果、10億2千4百万円（前期比6.9%増）となりました。



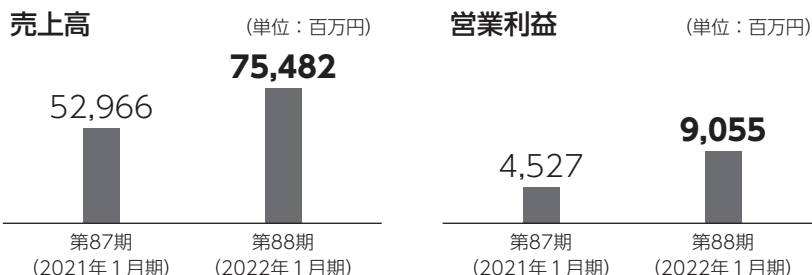
電子部品 売上高 59,144百万円 営業利益 7,816百万円

電子部品事業については、各種半導体の好調な需要に対応しました。その結果、売上高は591億4千4百万円（前期比48.2%増）となりました。営業利益は増収に加え原価低減等に取り組んだ結果、78億1千6百万円（前期比415.8%増）となりました。



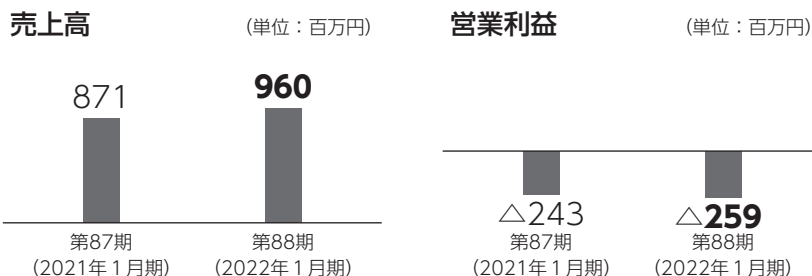
電機部品 売上高 75,482百万円 営業利益 9,055百万円

電機部品事業については、自動車各社の減産調整があったものの、拡大する電動車向け駆動・発電用モーターコアの需要に対応しました。その結果、売上高は754億8千2百万円（前期比42.5%増）となりました。営業利益は増収に加え原価低減等に取り組んだ結果、90億5千5百万円（前期比100.0%増）となりました。



工作機械 売上高 960百万円 営業利益 △259百万円

工作機械事業については、徐々に平面研削盤市場の回復が見られるなか、当事業における売上高は9億6千万円（前期比10.2%増）、営業損失は2億5千9百万円（前期は営業損失2億4千3百万円）となりました。



〔企業集団のセグメント売上高〕

区 分	前連結会計年度		当連結会計年度		対前期比 増減率
	金 額	構成比	金 額	構成比	
	百万円	%	百万円	%	%
金 型	8,545	8.4	9,760	6.7	14.2
電 子 部 品	39,895	39.0	59,144	40.7	48.2
電 機 部 品	52,966	51.8	75,482	51.9	42.5
工 作 機 械	871	0.8	960	0.7	10.2
合 計	102,279	100.0	145,349	100.0	42.1

なお、上記セグメント売上高は、セグメント間の内部売上高又は振替高59億 1 千 9 百万円を含めて表示しております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資は総額195億 2 千 9 百万円で、主として電機部品事業及び電子部品事業の製造設備増設であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、成長分野への設備投資資金として総額160億円の長期借入れを実施いたしました。

(4) 対処すべき課題

昨今は、カーボンニュートラル社会の実現と情報化社会の高度化の真っ只中にあります。その過程においては当社の主力事業のターゲットである「自動車分野」と「半導体分野」が共に含まれています。日本を含むグローバルでの環境対応の動きは急速に進んでおり、長期的に継続するものと考えています。

このような環境のなか、当社グループは、超精密加工技術をベースに省資源・省エネルギーに貢献する製品・部品の供給拡大と生産性向上に取り組んで参ります。また、金型製作から製品供給までの一貫生産の強みを活かし、他社との差別化を図って参ります。

事業環境を分析してその変化に対応し、健全な企業体質を構築するために各事業やロケーションの特徴・機能を含め相乗効果が発揮できるよう連携して取り組んで参ります。

今後も超精密加工技術を核として、グローバル供給体制を活かし顧客ニーズに対応するとともに、引き続き生産性向上、原価低減に取り組み収益拡大を図ります。

このような取り組みにより、翌連結会計年度の連結業績見通しは、売上高は1,820億円（当期比30.5%増）、営業利益は204億円（当期比36.4%増）、経常利益は205億円（当期比30.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は150億円（当期比27.3%増）を予想しております。

各セグメントの取り組み内容は、以下のとおりであります。

(金型)

金型事業については、省資源・省エネルギー化をはじめとした市場の要求と変化に対応し、電子部品事業、電機部品事業を支えて参ります。今後も生産性向上及び設備増強により、生産能力を拡大して参ります。

(電子部品)

半導体業界において、情報通信機器関連向け及び5G向けの需要が拡大し、車載向け半導体についても需要動向は拡大基調にあります。

引き続き自動車の電動化、自動運転化及び5Gの整備などの進展に伴った需要に対して、グローバル供給体制を武器に最適地生産を進めるとともに、生産性向上と原価低減を継続し、収益向上を図って参ります。

(電機部品)

ハイブリッドカーや電気自動車向けを中心に、受注は堅調に推移する見通しです。日本・北米・中国・欧州の4極生産体制を整え、計画通りに事業拡大を進めて参ります。そのなかで金型事業との連携による一貫生産体制を活かし、迅速な量産化対応と新技術の提案などにより車載用モーターコアの受注拡大、省エネ家電製品用モーターコアの拡販に取り組んで参ります。

(工作機械)

当社の平面研削盤の特徴である高精度・高信頼性を活かした製品及び開発製品の拡販に注力するとともに、お客様ニーズに対応した提案型の営業活動を展開し受注を確保して参ります。また、金型事業の生産性向上と精度向上を図るべく新技術を織り込んだ研削盤の開発に取り組んで参ります。

株主の皆様におかれましては、引き続き変わらぬご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	年 度	(第85期) 2018年度	(第86期) 2019年度	(第87期) 2020年度	(第88期) 2021年度
受注高	(百万円)	80,975	86,969	99,919	147,592
売上高	(百万円)	81,985	86,970	97,351	139,429
経常利益	(百万円)	817	153	3,907	15,672
親会社株主に帰属する当期純利益 又は親会社株主に帰属する当期純 損失 (△)	(百万円)	302	△624	2,592	11,778
1株当たり当期純利益又は1株当 たり当期純損失 (△)	(円)	7.98	△16.86	70.92	322.24
総資産	(百万円)	85,000	89,507	96,256	134,036
純資産	(百万円)	48,333	45,859	47,782	61,383
1株当たり純資産	(円)	1,277.91	1,248.29	1,300.44	1,672.06

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) 及び1株当たり純資産は小数第2位未満を四捨五入し、表示しております。

②当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	年 度	(第85期) 2018年度	(第86期) 2019年度	(第87期) 2020年度	(第88期) 2021年度
受注高	(百万円)	54,971	63,929	74,617	103,716
売上高	(百万円)	54,983	62,206	70,817	98,926
経常利益	(百万円)	782	725	2,620	11,764
当期純利益	(百万円)	647	374	2,109	8,414
1株当たり当期純利益	(円)	17.07	10.10	57.71	230.21
総資産	(百万円)	75,172	80,644	85,822	111,720
純資産	(百万円)	40,382	39,076	40,896	48,422
1株当たり純資産	(円)	1,072.16	1,068.96	1,118.79	1,324.75

(注) 1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産は小数第2位未満を四捨五入し、表示しております。

(6) 子会社の状況

会 社 名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
ミツイ・ハイテック（シンガポール）プライベート・リミテッド (Mitsui High-tec (Singapore) Pte.Ltd.)	千米ドル 2,723	*1 % 0	リードフレームの 製造及び販売
ミツイ・ハイテック（ホンコン）リミテッド (Mitsui High-tec (Hong Kong) ,Ltd.)	千米ドル 29,302	*2 % 0	リードフレームの 販売
ミツイ・ハイテック（ユー・エス・エイ）インコーポレイテッド (Mitsui High-tec (USA) ,Inc.)	千米ドル 1,050	*3 % 0	休眠会社
ミツイ・ハイテック（マレーシア）センドリアン・バルハド (Mitsui High-tec (Malaysia) Sdn.Bhd.)	千マレーシアドル 28,000	*4 % 0	リードフレームの 製造及び販売
三井高科技（天津）有限公司 (Mitsui High-tec (Tianjin) Co.,Ltd.)	千元 173,292	*5 % 0	リードフレームの 製造及び販売
三井高科技（上海）有限公司 (Mitsui High-tec (Shanghai) Co.,Ltd.)	千元 236,453	*6 % 50	リードフレーム、 モーターコアの製造 及び販売、並びにプレ ス用金型、工作機械の 販売

会 社 名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
ミツイ・アジア・ヘッドクォーターズ・プライベート・リミテッド (Mitsui Asia Headquarters Pte.Ltd.)	千シンガポールドル 107,805	% 100	アジア地域の現地法人の管理統括
エムエイチティ・アメリカ・ホールディングス・インコーポレイテッド (MHT America Holdings,Inc.)	千米ドル 28,150	% 100	米国地域の現地法人の管理統括
ミツイ・ハイテック（タイワン）カンパニー・リミテッド (Mitsui High-tec (Taiwan) Co.,Ltd.)	千台湾ドル 1,271,000	*7 % 76.2	リードフレームの製造及び販売
ミツイ・ハイテック（タイランド）カンパニー・リミテッド (Mitsui High-tec (Thailand) Co.,Ltd.)	千バーツ 430,000	*8 % 23.5	モーターコアの製造及び販売
三井高科技（広東）有限公司 (Mitsui High-tec (Guangdong) Co.,Ltd.)	千元 300,838	*9 % 0	モーターコアの製造及び販売
株式会社三井スタンピング	千円 100,000	*10 % 90	モーターコアの製造及び販売
ミツイ・ハイテック（カナダ）インコーポレイテッド (Mitsui High-tec (Canada) ,Inc.)	千米ドル 50,793	% 100	モーターコアの製造及び販売
ミツイ・ハイテック（ヨーロッパ）エスパーゾー (Mitsui High-tec (Europe) sp.z o.o.)	千ポーランドズロチ 25,500	% 100	モーターコアの製造及び販売

- (注) 1. *1、*2及び*4の株式は、ミツイ・アジア・ヘッドクォーターズ・プライベート・リミテッドが100%所有しております。
*3の株式は、エムエイチティ・アメリカ・ホールディングス・インコーポレイテッドが100%所有しております。
*5の資本金は、ミツイ・ハイテック（ホンコン）リミテッドが95.8%出資し、ミツイ・アジア・ヘッドクォーターズ・プライベート・リミテッドが4.2%出資しております。
*6の資本金は、ミツイ・アジア・ヘッドクォーターズ・プライベート・リミテッドが50%出資し、株式会社三井ハイテックが50%出資しております。
*7の株式は、株式会社三井ハイテックが76.2%所有し、ミツイ・アジア・ヘッドクォーターズ・プライベート・リミテッドが23.8%所有しております。
*8の株式は、ミツイ・アジア・ヘッドクォーターズ・プライベート・リミテッドが76.5%所有し、株式会社三井ハイテックが23.5%所有しております。
*9の資本金は、ミツイ・ハイテック（ホンコン）リミテッドが100%出資しております。
*10の株式は、株式会社三井ハイテックが90%所有し、日本製鉄株式会社が10%所有しております。
2. 当事業年度末における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容 (2022年1月31日現在)

事業	主要製品名
金型	プレス用金型
電子部品	リードフレーム
電機部品	モーターコア製品
工作機械	平面研削盤

(8) 主要な事業所 (2022年1月31日現在)

会社名	主要な事業所
株式会社三井ハイテック	本社所在地：北九州市八幡西区小嶺二丁目10番1号 東京支社、八幡事業所（北九州市）、金型事業所（北九州市）、直方事業所（福岡県）、黍田事業所（福岡県）、阿蘇事業所（熊本県）、岐阜事業所、大阪営業所、名古屋営業所、東北営業所（宮城県）、豊田営業所（愛知県）
ミツイ・ハイテック（シンガポール）プライベート・リミテッド (Mitsui High-tec (Singapore) Pte.Ltd.)	シンガポール共和国トゥアス
ミツイ・ハイテック（ホンコン）リミテッド (Mitsui High-tec (Hong Kong) ,Ltd.)	中華人民共和国香港特別行政区
ミツイ・ハイテック（ユー・エス・エイ）インコーポレイテッド (Mitsui High-tec (USA) ,Inc.)	米国イリノイ州
ミツイ・ハイテック（マレーシア）センドリアン・バルハド (Mitsui High-tec (Malaysia) Sdn.Bhd.)	マレーシア連邦セランゴール州
三井高科技（天津）有限公司 (Mitsui High-tec (Tianjin) Co.,Ltd.)	中華人民共和国天津市
三井高科技（上海）有限公司 (Mitsui High-tec (Shanghai) Co.,Ltd.)	中華人民共和国上海市
ミツイ・アジア・ヘッドクォーターズ・プライベート・リミテッド (Mitsui Asia Headquarters Pte.Ltd.)	シンガポール共和国トゥアス

会 社 名	主要な事業所
エムエイチティ・アメリカ・ホールディングス・インコーポレイテッド (MHT America Holdings, Inc.)	米国イリノイ州
ミツイ・ハイテック（台湾）カンパニー・リミテッド (Mitsui High-tec (Taiwan) Co., Ltd.)	台湾高雄市
ミツイ・ハイテック（タイランド）カンパニー・リミテッド (Mitsui High-tec (Thailand) Co., Ltd.)	タイ王国アユタヤ
三井高科技（広東）有限公司 (Mitsui High-tec (Guangdong) Co., Ltd.)	中華人民共和国東莞市
株式会社三井スタンピング	北九州市
ミツイ・ハイテック（カナダ）インコーポレイテッド (Mitsui High-tec (Canada) , Inc.)	カナダオンタリオ州
ミツイ・ハイテック（ヨーロッパ）エスパーゾー (Mitsui High-tec (Europe) sp.z o.o.)	ポーランド共和国オポーレ県

(9) 従業員の状況（2022年1月31日現在）

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
3,803名（420名）	201名増（11名増）

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,944名（412名）	92名増（18名増）	40.0歳	15.8年

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先の状況 (2022年1月31日現在)

借入先	借入額
株式会社福岡銀行	22,300百万円
株式会社西日本シティ銀行	8,000百万円
株式会社三菱UFJ銀行	7,035百万円
株式会社みずほ銀行	3,406百万円
株式会社三井住友銀行	3,295百万円
株式会社日本政策投資銀行	1,650百万円
農林中央金庫	1,500百万円
株式会社筑邦銀行	900百万円
日本生命保険相互会社	650百万円
合 計	48,736百万円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

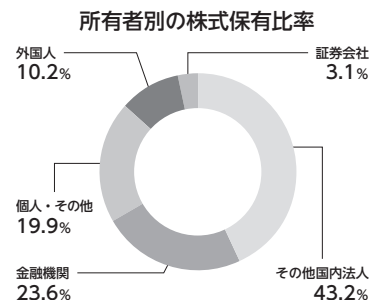
2 会社の株式に関する事項 (2022年1月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 94,595,700株

(2) 発行済株式の総数 39,466,865株
(自己株式2,914,411株を含む)

(3) 株主数 14,807名

(4) 大株主 (上位10位)



株 主 名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
株式会社三井クリエイト	11,699	32.00
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3,341	9.14
株式会社福岡銀行	1,552	4.24
公益財団法人三井金型振興財団	1,452	3.97
株式会社日本カストディ銀行(信託口4)	1,348	3.68
三井康誠	1,161	3.17
トヨタ自動車株式会社	935	2.55
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	800	2.18
三井宏蔵	676	1.85
日本生命保険相互会社	638	1.74

(注) 1. 当社は、自己株式2,914,411株を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。

2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2022年1月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	三 井 康 誠	株式会社三井クリエイト代表取締役社長
常 務 取 締 役	栗 山 正 則	金型事業本部長
常 務 取 締 役	三 井 宏 蔵	管理本部長・株式会社三井クリエイト取締役
取 締 役	草 野 敏 昭	品質保証本部長
取 締 役	吉 田 和 史	経営統轄本部長
取 締 役	舟 越 知 巳	リードフレーム事業本部長
取 締 役	京 昌 英	モーターコア事業本部長
取 締 役	坂 上 隆 紀	
取 締 役	熊 丸 邦 明	
取 締 役	吉 田 修 己	公認会計士・コネクシオ株式会社社外監査役
取 締 役	前 田 葉 子	弁護士
常 勤 監 査 役	白 川 裕 之	
常 勤 監 査 役	久 保 田 千 秋	
監 査 役	近 藤 真	弁護士・株式会社正興電機製作所社外監査役
監 査 役	中 村 貞 幸	税理士・西部機工株式会社監査役

- (注) 1. 取締役熊丸邦明氏、吉田修己氏及び前田葉子氏は、社外取締役であります。
2. 監査役近藤 真氏及び中村貞幸氏は、社外監査役であります。
3. 取締役熊丸邦明氏、取締役吉田修己氏、取締役前田葉子氏、監査役近藤 真氏及び監査役中村貞幸氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。
4. 取締役熊丸邦明氏は、半導体製品の開発・製造はもとより、企業経営経験者として豊富な知識と経験を有しております。
- 取締役吉田修己氏は、公認会計士として企業会計に精通する専門家の見地のほか、企業経営経験者として経営やCSRに関する高い見識を有しております。
- 取締役前田葉子氏は、国際紛争解決及び国内紛争解決を主要業務分野とする弁護士であり、訴訟関係、リスクマネジメント、国際取引等に関して豊富な経験と高度な専門知識を有しております。
- 監査役近藤 真氏は、弁護士として幅広い法律知識・経験のほか、企業法務に精通し、企業経営を統轄する十分な見識を有しております。
- 監査役中村貞幸氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

5. 当事業年度中の役員の異動は次のとおりであります。

- (1) 2021年4月23日開催の第87期定時株主総会において、京昌英氏は、新たに取締役を選任され、就任いたしました。
- (2) 第87期定時株主総会において、前田葉子氏は、新たに社外取締役に選任され、就任いたしました。
- (3) 第87期定時株主総会において、久保田千秋氏は、新たに監査役に選任され、就任いたしました。
- (4) 第87期定時株主総会終結の時をもって、専務取締役丸岡好雄氏及び常務取締役石松憲治氏は、辞任により、監査役藤嶋省二氏は、任期満了により退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等である者を除く。）又は、監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用に対し当該保険契約により填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役、監査役及び重要な使用人並びに当社であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。ただし、被保険者に重大な過失がある場合及び法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為等の場合は、填補の対象としないこととしております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の総額

①取締役の個人別報酬等の内容の決定に関する方針

当社役員の報酬は、業績との連動を強化し、中長期的な事業の成長に寄与する報酬体系を採用しており、2007年4月24日開催の定時株主総会において決議された限度額（取締役は年額3億5千万円、監査役は年額1億2千万円）以内で支給することとしております。

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を以下のとおり決議しております。

また、取締役の個人別の報酬等は、当社全体の業績を俯瞰している代表取締役社長が各取締役の評

価を行い、取締役会が決定した方針・内規に従って決定されることから、当期に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該決定方針に沿うものであると判断しております。

1. 基本方針

当社の取締役報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

具体的には、社外取締役を除く取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬としての賞与、及び退職慰労金により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、業績連動報酬を除く基本報酬及び退職慰労金により構成しております。

2. 基本報酬の個人別報酬額の決定に関する方針

取締役の基本報酬は、月例の固定金銭報酬とし、役位、職責に応じて、当社の業績や使用人の給与水準等も考慮しながら定めた基準額に基づき、総合的に勘案、決定しております。

3. 賞与の個人別報酬額の決定に関する方針

社外取締役を除く取締役の賞与は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるべく業績指標を反映した金銭報酬とし、各事業年度の連結当期純利益(役員賞与支給前)の3%を支給総額としております。

個人別報酬額は、支給総額を個人別の基本報酬額の割合で按分した基準額に基づき、総合的に勘案、決定しております。

4. 退職慰労金の個人別報酬額の決定に関する方針

取締役の退職慰労金は、役位、職責、在任期間に応じて基準額を定めた役員退職慰労金支給規程に基づき、退任時に株主総会の決議を経て決定しております。

5. 各報酬額の割合の決定に関する方針

賞与は業績連動報酬である為、社外取締役を除く取締役の報酬の種類毎の割合の目安は、賞与を支給しない場合の「基本報酬：退職慰労引当金繰入額＝9：1」から、2007年4月24日開催の第73期定時株主総会で承認された取締役の報酬限度額（年額3億5,000万円）内で最大の場合の「基本報酬：賞与：退職慰労引当金繰入額＝4：5：1」であります。

業績連動報酬のない社外取締役の報酬の種類ごとの割合の目安は、「基本報酬：退職慰労引当金繰入額＝9：1」であります。

6. 取締役の個人別報酬の内容の決定に関する事項

個人別の報酬額については、機動的に決定・支給すべく、取締役会決議に基づき、代表取締役社長の三井康誠がその具体的内容に関して委任を受けるものとしております。

その権限の内容は、各取締役の基本報酬、賞与、退職慰労金の金額並びに支給時期としております。

委任を受けた代表取締役社長は、上記の報酬毎の方針に基づいて決定しております。

代表取締役社長に本権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の評価を行うには、代表取締役社長が最も適しているからであります。

②監査役の個人別報酬等の内容の決定に関する方針

当社の監査役の個人別の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針は、株主総会で承認された監査役の報酬総額の範囲内で、規程の監査役監査基準に基づき、監査役の協議により決定することとしております。

③取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			支給人数
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	235百万円	131百万円	84百万円	19百万円	10名
監査役 (社外監査役を除く)	36百万円	34百万円	－	1百万円	3名
社外役員	40百万円	36百万円	－	3百万円	5名

(注) 1. 取締役及び監査役の報酬限度額は、2007年4月24日開催の第73期定時株主総会において、取締役が年額350百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、監査役が年額120百万円以内とそれぞれ決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名、監査役の員数は5名です。

2. 2021年4月23日開催の第87期定時株主総会決議に基づく役員退職慰労金として、下記のとおり支給しております。

退任取締役 2名 68百万円

退任監査役 1名 10百万円

(各金額には、上記2.、及び過年度の事業報告において役員の報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金繰入額(取締役分48百万円及び監査役分8百万円)が含まれております。)

3. 期末日現在の取締役は11名、監査役は4名であります。

4. 業績連動報酬（賞与）の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、連結当期純利益であり、当該指標を選定した理由は、事業年度ごとの業績に最終責任を負うことで業績向上に資する意識を高めるためであります。

賞与の額の算定方法は、連結当期純利益（役員賞与支給前）の3％を支給総額とした上で、支給総額を個人別の基本報酬額の割合で按じた基準額に基づき、総合的に勘案して決定しております。

なお、当事業年度の当期純利益は1.（5）直前3事業年度の財産及び損益の状況に記載のとおりであります。

(5) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区 分	氏 名	重要な兼職の状況	当社との関係
取 締 役	吉 田 修 己	コネクシオ株式会社社外監査役	特別の関係はありません
監 査 役	近 藤 真	株式会社正興電機製作所社外監査役	特別の関係はありません
監 査 役	中 村 貞 幸	西部機工株式会社監査役	特別の関係はありません

②当事業年度における主な活動状況

イ. 社外取締役

氏名	取締役会出席状況	発言状況及び社外取締役の期待役割に関しておこなった職務の概要
熊 丸 邦 明	14/14回 (100%)	(株)東芝セミコンダクター社における長年にわたる工場長及び生産統括責任者、東芝エレクトロニクス・マレーシア社社長を歴任された経歴からの、半導体製品の開発・製造はもとより、会社経営に関する豊富な経験と高い見識を活かし、経営陣から独立した立場及び視点から当社取締役会において経営全般に有益な指摘や意見を頂きました。
吉 田 修 己	14/14回 (100%)	公認会計士として企業会計に精通するほか、経営全般やCSRに携わってこられた経歴からの、専門家の知見ならびに豊富な経験と高い見識を活かし、経営陣から独立した立場及び視点から当社取締役会において経営全般に有益な指摘や意見を頂きました。
前 田 葉 子	10/10回 (100%)	国際紛争解決及び国内紛争解決を主要業務分野とする弁護士として、訴訟関係、リスクマネジメント、国際取引等に携わってこられた経歴からの、専門家の知見ならびに豊富な経験と高い見識を活かし、経営陣から独立した立場及び視点から当社取締役会において経営全般に有益な指摘や意見を頂きました。

なお、前田葉子氏については、2021年4月23日開催の第87期定時株主総会で取締役として新たに選任され、就任いたしましたので、就任後に開催された取締役会のみを対象としております。

ロ. 社外監査役

氏名	取締役会出席状況	監査役会出席状況	各会議体における発言状況
近 藤 真	14/14回 (100%)	10/10回 (100%)	弁護士としての専門的見地から、取締役会においては取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行い、監査役会においては、議案審議等に必要発言を行っております。
中 村 貞 幸	14/14回 (100%)	10/10回 (100%)	税理士としての専門的見地から、取締役会においては取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行い、監査役会においては、議案審議等に必要発言を行っております。

5 会計監査人に関する事項

(1) 当社の会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	55百万円
②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	65百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約については、会社法に基づく監査に対する報酬等の額と金融商品取引法に基づく監査に対する報酬等の額を区別しておらず、かつ、実質的にも区分できませんので、上記①の金額には、これらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、「収益認識に関する会計基準」への対応及び報酬諮問委員会設置に関する助言、指導等を委託し、その対価を支払っております。

(4) 当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人による当社の子会社の計算関係書類の監査

当社の子会社のうち、ミツイ・ハイテック（シンガポール）プライベート・リミテッド及びその他9社は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

(5) 解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(6) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6 業務の適正を確保するための体制の整備についての決議の内容の概要

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ①当社は創業以来、「王道を歩む」ことを行動指針としている。
- ②この行動指針のもと、役員および従業員が法令・定款および社会規範を遵守した行動をとるための「コンプライアンス憲章」を定めており、これに基づき対応する。
- ③コンプライアンス活動を徹底させるため、社長を委員長とし、各本部長、労働組合執行委員長をメンバーとするコンプライアンス委員会を設置し、全社的な取組みを行う。
- ④内部監査部門は、統括部署と連携し、あるいは独自に、コンプライアンス活動の状況を監査する。監査の結果は、取締役会および監査役会に報告するものとする。
- ⑤コンプライアンス憲章に違反する行為等については、ホットライン等を通じて従業員からも情報を入手し、事実調査を行うとともに再発防止を図る。
- ⑥財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制を構築し、その体制の整備・運用状況を定期的に評価するとともに、維持・改善を図る。
- ⑦当社グループは、社会的秩序や企業の健全な活動に悪影響を与えるあらゆる反社会的勢力、団体とは一切関わらず、役員および従業員は毅然とした態度で組織的に対応する。また、警察や外部専門機関と緊密に連携して対応する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ①取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程等の社内規程に基づき、文書または電磁的媒体に記録し、保存する。
- ②取締役および監査役は、常時これらを閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社グループのリスク管理について定める「リスク管理規程」において、各部門および各グループ会社ごとにリスク管理の責任者を定め、想定されるリスクへの対応を行う。管理本部は、当社グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。

- ②コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティおよび輸出管理等に係るリスクについて、各担当部署は規則・ガイドラインの制定、研修を行う。
- ③大規模な事故、災害、不祥事等が発生した場合には、「リスク管理規程」に基づき、危機対応の対策本部を設置し、迅速に行動して損害およびその拡大を防止する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役会は、取締役をはじめ従業員が共有する全社的な目標を定める。
- ②本部長、事業部長等は、その目標達成のために各部門の具体的な目標および効率的な達成の方法を定め、業務を執行する。
- ③本部長、事業部長等は、従業員が合目的性、効率性に配慮し、正確かつ迅速な業務処理を行うよう的確にチェック・指導する。
- ④取締役会は、定期的に目標達成の進捗状況をレビューし、全社的な業務の効率化を図る。

(5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①当社は、当社グループに属する全ての会社に対しても、「コンプライアンス憲章」を遵守させ、リスクの監視および対応を行い、業務の適正と効率性を確保するための諸規程の整備、システムを構築させる。
- ②当社は、海外グループ会社が所在国の法令等に基づいて内部統制システムを構築することを指導する。
- ③前項に基づき、当社グループ会社の取引は、適正に行う。
- ④当社は、業績報告会等によるグループ会社の職務の執行状況の報告に基づき、それぞれの職務内容に従い、グループ会社が適正で効率的な経営を行うよう指導する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ①当社は監査役室を設ける。
- ②監査役は、監査役室所属の従業員に監査業務を命令することができ、当該従業員はその業務に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとする。
- ③監査役室所属の従業員の人事については、事前に監査役会と協議するものとする。

(7) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ①取締役および従業員は、監査役会に対して法定の事項のほか、当社および当社グループの経営、業績に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス活動の状況等を速やかに報告する。
- ②当社は、グループ会社の役員および従業員またはこれらの者から報告を受けた者が、当社監査役に対して、当社またはグループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項等を報告する。
- ③当社は、前①②項の報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わない。
- ④報告の方法については、取締役会と監査役会との協議により決定する。

(8) 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- ①当社は、監査役の職務の執行において生ずる費用等の処理については、必要合理的な範囲で、各種規程に基づき、これを支払う。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査役会は、会計監査人からは会計監査内容を、内部監査部門等からは業務監査内容について説明を受け、情報交換等相互の連携を図る。
- ②監査役会は、会社として改善すべき指摘事項を取締役会に提示し、その改善対策と進捗状況の報告を求めるとともに、監査役会としての意見提案を行う。
- ③監査役会は、取締役会および代表取締役と随時意見交換を行うものとする。

7 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) コンプライアンスに関する取組みについて

当社は2002年に、行動規範となる「コンプライアンス憲章」を制定し、当社グループ全従業員に周知しております。毎年5月・11月をコンプライアンス強化月間とし、各職場でコンプライアンスを題材としたディスカッション等の活動を行うことで、コンプライアンス意識の向上および不正行為の発生防止を図っております。

また、社長を委員長とし、常勤の取締役および監査役、ならびに労働組合の幹部で構成するコンプライアンス委員会を定期的に(年4回)開催し、コンプライアンス憲章の遵守・実践を推進しております。さらに、内部通報窓口を社内外に設置・周知することで、コンプライアンスの実効性向上を図っております。

(2) リスク管理体制の強化について

当社グループのリスク管理について定める「リスク管理規程」に基づき、取締役管理本部長をリスク管理に係る総責任者とし、各部門、各グループ会社ごとにリスク管理部門責任者を定め、業務上想定されるリスクへの対応（予防措置、再発防止の徹底）を行っており、全社視点でリスクを抽出・評価して取締役会に報告するとともに、重点リスクごとに統轄部署を中心にリスク管理活動を推進し、リスクの低減・回避に努めております。また、大規模災害等不測の事態による危機発生時の対応として事業ごとに事業継続計画（BCP）を策定し、課題に対する対応を継続的に行っております。

それら取組みの進捗および結果を定期（年4回）に取締役会において報告することにより、適正・適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。

(3) 業務執行の適正、効率性について

当社グループでは「職務権限表」に基づき、経営上の重要事項について決議を行うことで意思決定の迅速化を図っております。

当社では、事業計画編成方針に基づき、各事業部で事業計画を策定し、全ての常勤役員が出席した事業計画審議会（年2回）において審議をしたうえ、取締役会で事業計画を決定しております。その決定事項は、全従業員に対して周知され、全従業員が目標を共有し、その達成に向けて一丸となって取り組んでおります。また、その進捗状況については毎月開催される業績報告会、その他各種会議体において報告され、適正で効率的な経営となるよう討議しております。

(4) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制について

当社「取締役会規則」に基づき、監査役は取締役会に出席し、取締役会付議事項について確認のうえ取締役会との意見交換を行っております。当該事業年度は取締役会を14回開催しております。また、内部統制監査について、取締役会と監査役会による意見交換会を実施しております。

取締役会、取締役、本部長、事業部長により決裁された稟議書についても、「稟議取扱規程」に基づき、常勤監査役へ回覧されており、経営上の重要事項について情報提供を行うことで監査の実効性向上に努めております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2022年1月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金額
資産の部	
I 流動資産	72,418
現金及び預金	22,610
受取手形及び売掛金	22,717
電子記録債権	3,103
有価証券	8,700
商品及び製品	5,862
仕掛品	2,791
原材料及び貯蔵品	3,168
その他	3,482
貸倒引当金	△18
II 固定資産	61,618
1 有形固定資産	58,353
建物及び構築物	13,268
機械装置及び運搬具	27,471
工具、器具及び備品	3,476
土地	7,402
使用権資産	625
建設仮勘定	6,109
2 無形固定資産	844
3 投資その他の資産	2,420
投資有価証券	1,160
繰延税金資産	596
退職給付に係る資産	362
その他	300
資産合計	134,036

科 目	金額
負債の部	
I 流動負債	30,198
買掛金	13,470
1年内返済予定の長期借入金	7,112
未払法人税等	3,431
役員賞与引当金	84
リース債務	30
その他	6,069
II 固定負債	42,454
長期借入金	41,623
退職給付に係る負債	145
役員退職慰労引当金	180
リース債務	118
繰延税金負債	385
負債合計	72,653
純資産の部	
I 株主資本	59,980
資本金	16,403
資本剰余金	14,661
利益剰余金	31,962
自己株式	△3,047
II その他の包括利益累計額	1,137
その他有価証券評価差額金	333
繰延ヘッジ損益	△40
為替換算調整勘定	1,040
退職給付に係る調整累計額	△195
III 非支配株主持分	265
純資産合計	61,383
負債純資産合計	134,036

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2021年2月1日から2022年1月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
I 売上高		139,429
II 売上原価		112,970
売上総利益		26,458
III 販売費及び一般管理費		11,498
営業利益		14,959
IV 営業外収益		
受取利息	49	
受取配当金	35	
為替差益	803	
不動産賃貸収入	103	
雇用調整助成金	15	
その他	159	1,167
V 営業外費用		
支払利息	123	
固定資産除売却損	284	
その他	47	454
経常利益		15,672
VI 特別利益		
補助金収入	186	186
VII 特別損失		
固定資産圧縮損	45	
減損損失	385	430
税金等調整前当期純利益		15,428
法人税、住民税及び事業税	3,681	
法人税等調整額	△60	3,621
当期純利益		11,806
非支配株主に帰属する当期純利益		27
親会社株主に帰属する当期純利益		11,778

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2021年2月1日から2022年1月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	16,403	14,661	21,170	△3,036	49,198
当期変動額					
剰余金の配当			△986		△986
親会社株主に帰属する 当期純利益			11,778		11,778
自己株式の取得				△10	△10
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	10,792	△10	10,781
当期末残高	16,403	14,661	31,962	△3,047	59,980

	その他の包括利益累計額					非支配 株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	187	△3	△1,661	△184	△1,662	246	47,782
当期変動額							
剰余金の配当							△986
親会社株主に帰属する 当期純利益							11,778
自己株式の取得							△10
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	146	△37	2,701	△10	2,800	18	2,819
当期変動額合計	146	△37	2,701	△10	2,800	18	13,600
当期末残高	333	△40	1,040	△195	1,137	265	61,383

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2022年1月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金額
資産の部	
I 流動資産	41,429
現金及び預金	6,420
受取手形	94
売掛金	12,929
電子記録債権	3,103
有価証券	8,700
商品及び製品	2,460
仕掛品	2,606
原材料及び貯蔵品	1,429
1年内回収予定の長期貸付金	1,112
未収入金	844
立替金	1,553
その他	173
II 固定資産	70,290
1 有形固定資産	32,089
建物	7,535
構築物	524
機械及び装置	14,145
車両運搬具	21
工具、器具及び備品	1,544
土地	6,631
建設仮勘定	1,686
2 無形固定資産	737
ソフトウェア	606
その他	131
3 投資その他の資産	37,463
投資有価証券	1,160
関係会社株式	20,726
出資金	4
関係会社出資金	1,622
従業員に対する長期貸付金	10
関係会社長期貸付金	13,058
前払年金費用	593
繰延税金資産	180
その他	244
貸倒引当金	△137
資産合計	111,720

科 目	金額
負債の部	
I 流動負債	20,562
買掛金	6,193
短期借入金	512
1年内返済予定の長期借入金	7,112
役員賞与引当金	84
未払金	1,977
未払費用	1,087
未払法人税等	3,233
前受金	210
預り金	88
その他	62
II 固定負債	42,735
長期借入金	41,623
関係会社長期借入金	931
役員退職慰労引当金	180
負債合計	63,297
純資産の部	
I 株主資本	48,129
1 資本金	16,403
2 資本剰余金	14,661
資本準備金	14,366
その他資本剰余金	295
3 利益剰余金	20,111
その他利益剰余金	20,111
繰越利益剰余金	20,111
4 自己株式	△3,047
II 評価・換算差額等	292
その他有価証券評価差額金	333
繰延ヘッジ損益	△40
純資産合計	48,422
負債純資産合計	111,720

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2021年2月1日から2022年1月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
I 売上高		98,926
II 売上原価		79,850
売上総利益		19,076
III 販売費及び一般管理費		8,841
営業利益		10,235
IV 営業外収益		
受取利息	202	
受取配当金	115	
為替差益	514	
経営指導料	823	
貸倒引当金戻入額	29	
不動産賃貸収入	97	
その他	206	1,990
V 営業外費用		
支払利息	155	
固定資産除売却損	265	
その他	41	461
経常利益		11,764
VI 特別利益		
補助金収入	140	140
VII 特別損失		
減損損失	385	385
税引前当期純利益		11,519
法人税、住民税及び事業税	3,278	
法人税等調整額	△173	3,104
当期純利益		8,414

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2021年2月1日から2022年1月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本 合計
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
					繰越利益 剰余金			
当期首残高	16,403	14,366	295	14,661	12,683	12,683	△3,036	40,712
当期変動額								
剰余金の配当					△986	△986		△986
当期純利益					8,414	8,414		8,414
自己株式の取得							△10	△10
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	－	－	－	－	7,427	7,427	△10	7,417
当期末残高	16,403	14,366	295	14,661	20,111	20,111	△3,047	48,129

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	187	△3	184	40,896
当期変動額				
剰余金の配当				△986
当期純利益				8,414
自己株式の取得				△10
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	146	△37	108	108
当期変動額合計	146	△37	108	7,526
当期末残高	333	△40	292	48,422

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年3月16日

株式会社三井ハイテック

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
福岡事務所指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 朋之
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 室井 秀夫
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社三井ハイテックの2021年2月1日から2022年1月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社三井ハイテック及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年3月16日

株式会社三井ハイテック

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
福岡事務所指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 朋之
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 室井 秀夫
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社三井ハイテックの2021年2月1日から2022年1月31日までの第88期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年2月1日から2022年1月31日までの第88期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

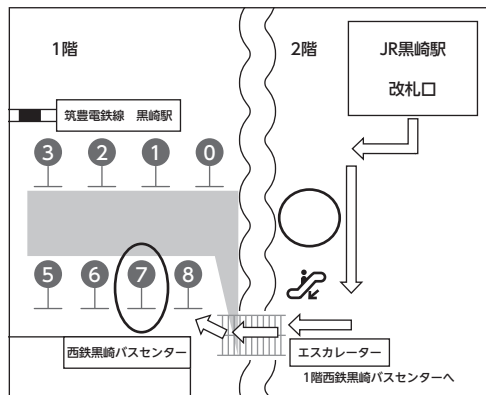
2. 監査の結果
 - (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実とは認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
 会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
 - (3) 連結計算書類の監査結果
 会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年3月22日

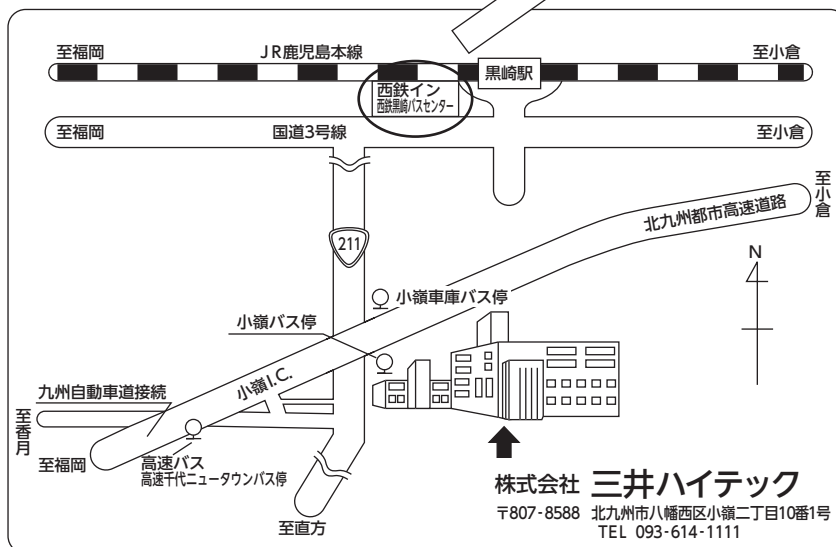
株式会社三井ハイテック 監査役会

常勤監査役	白	川	裕	之	印
常勤監査役	久	保	田	千	印
社外監査役	近	藤		真	印
社外監査役	中	村	貞	幸	印

以 上



株主総会会場 ご案内略図



交 通

- JR 鹿児島本線ご利用の場合……………黒崎駅下車
西鉄バス 西鉄黒崎バスセンター（のりば7）から小倉方面行（行先番号：53）
「小倉」下車 徒歩で約2分
「小倉車庫」下車 徒歩で約7分
- 西鉄高速バスご利用の場合……………「高速千代ニュータウン」下車
タクシーで約3分
徒歩で約15分